宇和島地区広域事務組合規則公布第７号

会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年 11 月１日

宇和島地区広域事務組合
組合長　岡　原　文　彰

規則第７号

会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和８年11月１日

宇和島地区広域事務組合
組合長　岡　原　文　彰

会計管理者の補助組織設置規則の一部を改正する規則

会計管理者の補助組織設置規則（平成元年規則第２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（室長等の設置） 第３条　出納室に室長、室長補佐、係長及び会計員を置く。 ２　室長、室長補佐、係長及び会計員は、職員のうちから会計管理者の意見を聞き組合長が命ずる。	（室長等の設置） 第３条　出納室に室長、係長及び会計員を置く。 ２　必要に応じ、室長補佐を置くことができる。
（室長等の職務） 第４条　室長は、会計管理者の命を受け、所属職員を指揮監督し、出納室の事務を掌理するとともに、会計管理者に事故がある場合は、その職務を代理する。 ２　室長補佐は、室長を補佐し、出納室の	（室長等の職務） 第４条　室長は、会計管理者の命を受け、所属職員を指揮監督し、出納室の事務を掌理する。 ２　室長補佐を置く場合、室長補佐は、室長を補佐し、出納室の

事務を掌理するとともに、室長に事故があるときは、その職務を代理する。また、会計管理者及び室長ともに事故がある場合は、それらの職務を代理する。	事務を掌理する 。
3　係長は、上司の命を受けて、係の事務を掌理する。	3　係長は、上司の命を受けて、係の事務を掌理する。
4　会計員は、上司の命を受けて、分掌事務に従事する。	4　会計員は、上司の命を受けて、分掌事務に従事する。
	（事務を代理させる場合） 第５条　法第170条第３項の規定により会計管理者の事務を代理させる場合は、次に掲げる場合とする。 （１）　会計管理者が出張、休暇又は欠勤等の事由により別に指定する期間引き続いてその事務を行うことができないと認められる場合 （２）　会計管理者が休職又は停職を命ぜられた場合 （３）　前２号に規定するもののほか、別に指定する場合 （事務を代理する者及びその順序） 第６条　前条に規定する場合に会計管理者の事務を代理する職員及びその順序は、次のとおりとする。 第１順位　出納室長 第２順位　室長補佐 第３順位　係長 2　会計管理者の事務を代理する職員は、会計管理者の事務を代理するときは、代理の開始及び終了の年月日並びにその取り扱った事務の範囲を関係帳簿において明らかにしておかなければならない。
第５条　　（略）	第７条　　（略）

附　則

この規則は、令和８年 11 月１日から施行する。